

令和9年度 岩手県立大学大学院入学者選抜概要

8 ソフトウェア情報学研究科 ソフトウェア情報学専攻 博士前期課程

募集人員	第1次募集		第2次募集		
	40人		未定 (第1次募集の結果により11月中旬に本学ホームページにおいて発表)		
区 分					
出願区分	一 般	推 薦	特別推薦	社会人	外国人留学生
出 願 資 格	<p>次の1から10までのいずれかに該当し、かつ11に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに卒業見込みの者 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに学士の学位を授与される見込みの者 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに修了見込みの者 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに修了見込みの者 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに修了見込みの者 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和9年3月末日までに授与される見込みの者 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに修了見込みの者 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号) 次のいずれかに該当する者であって、本学 	<p>次の1あるいは2のいずれかに該当し、かつ3に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに学校教育法第83条に定める大学を卒業見込みで、学業成績、人物ともに優れていて、学部長から推薦を得られた者、かつ、入学を確約できる者 令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに学校教育法第104条第7項に定める高等専門学校専攻科等により、学士の学位を授与される見込みで、学業成績、人物ともに優れていて、学部長から推薦を得られた者、かつ、入学を確約できる者 日本国籍を有しない者(日本国永住者を除く。)については、次の各項について、1つ以上該当する者 <p>(1) 財団法人日本国際教育支援協会・独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験レベル</p>	<p>次の1あるいは2のいずれかに該当し、かつ3に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに、岩手県立大学ソフトウェア情報学部を卒業見込みで、学業成績が極めて優れていて、学部長からの推薦が得られた者、かつ、入学を確約できる者 令和9年3月末日または令和9年9月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに、岩手県立大学大学院ソフトウェア情報学研究科と推薦入学に関する協定を締結している大学(注1)を卒業見込みで、学業成績が極めて優れていて、学部長からの推薦が得られた者、かつ、入学を確約できる者 注1 令和8年4月現在の対象大学は、大連交通大学(中華人民共和国) 日本国籍を有しない者(日本国永住者を除く。)については、次の各項に 	<p>次のすべてを満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 志願区分「一般」の出願資格に該当し、令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに、企業、官公庁、教育機関又は研究機関等に2年以上在職経験(志願区分「一般」の出願資格の1から10まで(9の(1)を除く。)のいずれかに該当した後のものに限る。)を有し、かつ、令和9年4月1日(令和9年10月入学の場合は、令和9年10月1日)現在で24歳に達している者 日本国籍を有しない者(日本国永住者を除く。)については、次の各項について、1つ以上該当する者 <p>(1) 財団法人日本国際教育支援協会・独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験レベルN2以上に、出願期間最終日の前日から起算して5年前の日以降に合格している者</p> <p>(2) 本研究科の指定する英語検定試験で、基準得点以上の得点を取得した者</p> <p>※本学の指定する英語検定試験及び基準得点は別表のとおり</p> <p>※出願期間最終日の前日から起算して2年前の日以降に受検していること</p> <p>(3) 英語を公用語とする国に永住する資格を持っている者</p>	<p>日本国籍を有しない者(日本国永住者を除く。)で、志願区分「一般」の出願資格の1から9まで(9の(1)を除く。)のいずれかに該当し、かつ、次の各項について、1つ以上該当する者</p> <p>(1) 財団法人日本国際教育支援協会・独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験レベルN2以上に、出願期間最終日の前日から起算して5年前の日以降に合格している者</p> <p>(2) 本研究科の指定する英語検定試験で、基</p>

	<p>大学院において審査の結果、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者</p> <p>(1) 大学に3年以上在学した者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに在学期間が3年以上となる者</p> <p>(2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに修了見込みの者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに修了見込みの者</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和9年3月末日(令和9年10月入学の場合は、令和9年9月末日)までに修了見込みの者</p> <p>10 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和9年4月1日(令和9年10月入学の場合は、令和9年10月1日)現在で22歳に達している者</p> <p>11 日本国籍を有しない者(日本国永住者を除く。)については、次の各項について、1つ以上該当する者</p> <p>(1) 財団法人日本国際教育支援協会・独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験レベルN2以上に、出願期間最終日の前日から起算して5年前の日以降に合格している者</p> <p>(2) 本研究科の指定する英語検定試験で、基準得点以上の得点を取得した者</p> <p>※本学の指定する英語検定試験及び基準得点は別表のとおり</p> <p>※出願期間最終日の前日から起算して2年前の日以降に受検していること</p> <p>(3) 英語を公用語とする国に永住する資格を持っている者</p>	<p>N2以上に、出願期間最終日の前日から起算して5年前の日以降に合格している者</p> <p>(2) 本研究科の指定する英語検定試験で、基準得点以上の得点を取得した者</p> <p>※本学の指定する英語検定試験及び基準得点は別表のとおり</p> <p>※出願期間最終日の前日から起算して2年前の日以降に受検していること</p> <p>(3) 英語を公用語とする国に永住する資格を持っている者</p>	<p>ついて、1つ以上該当する者</p> <p>(1) 財団法人日本国際教育支援協会・独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験レベルN1以上に、出願期間最終日の前日から起算して5年前の日以降に合格している者</p> <p>(2) 公益財団法人日本国際教育支援協会・独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験レベルN2以上に、出願期間最終日の前日から起算して5年前の日以降に合格し、日本の大学での半年以上の留学経験を有する者</p> <p>※本学の指定する英語検定試験及び基準得点は別表のとおり</p> <p>※出願期間最終日の前日から起算して2年前の日以降に受検していること</p> <p>(3) 英語を公用語とする国に永住する資格を持っている者</p>	<p>準得点以上の得点を取得した者</p> <p>※本学の指定する英語検定試験及び基準得点は別表のとおり</p> <p>※出願期間最終日の前日から起算して2年前の日以降に受検していること</p> <p>(3) 英語を公用語とする国に永住する資格を持っている者</p>	
<p>出願資格審査における提出書類</p>	<p>志願区分「一般」の出願資格9又は10に該当する者は、出願資格審査申出期間中に以下の書類を提出すること。</p> <p>① 出願資格審査申請書</p> <p>② 履歴書</p> <p>③ 成績証明書</p> <p>④ TOEIC L&R スコア</p> <p>⑤ 研究計画書</p> <p>⑥ 実績一覧(10に該当する者に限る)</p> <p>⑦ 業績レポート</p> <p>⑧ 卒業/修了(見込)証明書</p> <p>⑨ 在学(期間)証明書(志願区分「一般」の出願資格9の(1)に該当する者に限る)</p> <p>⑩ 日本語能力試験レベルN2以上の認定結果及び成績に関する証明書または、本研究科が指定する英語検定試験の成績に関する証明書の写しまたはパスポートの写し(志願区分「一般」の出願資格11に該当する者に限る)</p>			<p>志願区分「一般」の出願資格9又は10に該当する者は、出願資格審査申出期間中に以下の書類を提出すること。</p> <p>① 出願資格審査申請書</p> <p>② 履歴書</p> <p>③ 成績証明書</p> <p>④ 研究計画書</p> <p>⑤ 実績一覧</p> <p>⑥ 業績レポート</p> <p>⑦ 卒業/修了(見込)証明書</p> <p>⑧ 在学(期間)証明書(志願区分「一般」の出</p>	<p>志願区分「一般」の出願資格9(9の(1)を除く。)に該当する者は、出願資格審査申出期間中に以下の書類を提出すること。</p> <p>① 出願資格審査申請書</p> <p>② 履歴書</p> <p>③ 成績証明書</p> <p>④ 研究計画書</p> <p>⑤ 実績一覧</p> <p>⑥ 卒業/修了(見込)証明書</p> <p>⑦ 在学(期間)証明書(志願区分「一般」の出</p>

	⑪ 本人のあて先記入の角形2号封筒(※資格審査書類を速達で返送するために必要な金額分の郵便切手を貼付のこと)			分「一般」の出願資格9に該当する者に限る) ⑨ 日本語能力試験レベル N2以上の認定結果及び成績に関する証明書または、本研究科が指定する英語検定試験の成績に関する証明書の写しまたはパスポートの写し ⑩ 本人のあて先記入の角形2号封筒(※資格審査書類を速達で返送するために必要な金額分の郵便切手を貼付のこと)	願資格9に該当する者に限る) ⑧ 日本語能力試験レベル N2以上の認定結果及び成績に関する証明書または、本研究科が指定する英語検定試験の成績に関する証明書の写しまたはパスポートの写し ⑨ 本人のあて先記入の角形2号封筒(※資格審査書類を速達で返送するために必要な金額分の郵便切手を貼付のこと)
選 抜 方 法	1 英語 2 筆記試験 数学 専門科目 3 面接 4 出願書類 1、2、3の結果及び4を総合して判定する。 なお、1～4のいずれかの評価が合格基準点未満である場合、不合格となる。 英語は TOEIC スコアに基づいて評価する。	1 英語 2 筆記試験 3 面接 4 出願書類 1、2、3の結果及び4を総合して判定する。ただし、1及び2は免除する。	1 英語 2 筆記試験 3 面接 4 出願書類 1、2、3の結果及び4を総合して判定する。ただし、1、2及び3は免除する。	1 面接 2 出願書類 1の結果及び2を総合して判定する。	1 面接 2 出願書類 1の結果及び2を総合して判定する。

	第1次募集	第2次募集
出願資格審査 申 出 期 間	令和8年4月21日(火)から5月11日(月)まで	令和8年12月4日(金)から12月8日(火)まで
出 願 期 間	令和8年6月22日(月)から6月25日(木)まで	令和9年1月19日(火)から1月22日(金)まで
試験実施日	令和8年7月11日(土)	令和9年2月18日(木)
合格発表日	令和8年7月22日(水)	令和9年3月1日(月)
入学手続期間	令和8年10月1日(木)から10月6日(火)まで (10月入学の場合は、 令和9年3月3日(水)から3月10日(水)まで)	令和9年3月3日(水)から3月10日(水)まで
入 学 日	令和9年4月1日若しくは令和9年10月1日 (受験者が選択するいずれかの日)	令和9年4月1日若しくは令和9年10月1日 (受験者が選択するいずれかの日)

別表

本学の指定する英語検定試験及び基準得点

資格名称	基準	認定団体
TOEFL	(iBT) 61点以上	TOEFL®テスト日本事務局 ETS Japan 合同会社
IELTS	5.0点以上	ブリティッシュ・カウンシル 公益財団法人日本英語検定協会
TOEIC	(L&R) 600点以上	(一財) 国際ビジネスコミュニケーション協会

※出願期間最終日の前日から起算して2年前の日以降に受験していること